

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）を実施するため、無線従事者規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

無線従事者規則の一部を改正する省令

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(免許を与えない者) 第四十五条 法第四十二条の規定により免許を与えない者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>「一 略」</p> <p>二 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能に著しい障害を有する者であつて、補装具等を使用しても当該機能の回復が困難な者</p> <p>「2 略」</p> <p>三 第一項第二号に該当する者(精神の機能に著しい障害を有する者であつて、補装具等を使用しても当該機能の回復が困難な者を除く。)が次に掲げる資格の免許を受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、第一項(第一号を除く。)の規定は適用しない。</p> <p>一 第三級陸上特殊無線技士</p> <p>二 第一級アマチュア無線技士</p> <p>三 第二級アマチュア無線技士</p> <p>四 第三級アマチュア無線技士</p> <p>五 第四級アマチュア無線技士</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(免許を与えない者) 第四十五条 「同上」</p> <p>「一 同上」</p> <p>二 精神病者、耳の聞こえない者、口の利けない者又は目の見えない者</p> <p>「2 同上」</p> <p>三 第一項第二号に該当する者(精神病者を除く。)で次の各号のいずれかに該当するものが当該各号に掲げる資格の免許を受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、第一項(第一号を除く。)の規定は適用しない。</p> <p>一 耳の聞こえる者で、口の利けるもの</p> <p>第三級陸上特殊無線技士、第一級アマチュア無線技士、第二級アマチュア無線技士、第三級アマチュア無線技士及び第四級アマチュア無線技士</p> <p>二 目の見える者</p> <p>第一級アマチュア無線技士、第二級アマチュア無線技士、第三級アマチュア無線技士及び第四級アマチュア無線技士</p> <p>三 前二号に掲げる者以外の者</p> <p>第一級アマチュア無線技士、第二級アマチュア無線技士及び第三級アマチュア無線技士</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。